

千葉地方裁判所委員会（第40回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

平成29年2月7日午後1時15分から午後3時30分

2 開催場所

千葉地方裁判所第2会議室（本館5階）

3 出席者

【委員】

大塚真理子，岡本哲人，女屋光基，久保宏，小関賢一，柴田寛之（委員長），高野次夫，轟木逸子，平田美智子，松下祐記，森本亨

【テーマ説明担当者】

千葉簡易裁判所裁判官 小林 正

千葉簡易裁判所裁判官 松尾 孝則

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局総務課長，同事務局総務課課長補佐

4 議事等

(1) 委員長挨拶等

開会に当たり，委員長から挨拶があった。

また，前回の委員会における委員の意見を踏まえて，刑の一部執行猶予制度を有効に運用するために，今後も，検察庁，弁護士会，保護観察所等の外部機関との協議会等を通じて，継続的に意見交換をしていきたいとの報告があった。

(2) 新任委員の紹介

委員長から，前回の委員会後に新たに任命された阪本勝委員，高野次夫委員

が紹介された。

(3) 委員長代理の氏名

委員長は、委員長代理として吉村典晃委員を指名した。

(4) 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員，■小林裁判官，□松尾裁判官)

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では、「簡易裁判所における民事調停について」をテーマとして、意見交換を行うこととした。

※ 意見交換に先立ち、簡易裁判所の民事調停手続の概要及び千葉管内の民事調停手続の利用状況等についての説明並びに施設見学が行われた。

○ 説明の中で出てきたADRとは日本語で訳すとどういう意味か。

◎ 裁判外紛争解決手続と訳されて、広い意味で言うと調停手続も含まれるが狭義の意味では調停手続を除いて説明されるのが一般的である。ADRを発展させようという趣旨の法律により、民間企業や公共機関のあっせんや調停の手続を行う機関が設置されることとなった。千葉県では、土地家屋調査士会、司法書士会、不動産鑑定士会などが非常に熱心にADRに取り組んでいるという印象がある。

○ 制度として医療用ADRもあるが、誰が見ても明らかに過失がある事案であれば適合するが、どの程度の争いのある事案がこの手続に適合するのか難しい問題である。

◎ 様々な専門機関によりADRが作られ、専門分野についての紛争を解決することが期待されていたが、当初の予測よりも事件数は増えていないように思われる。近年、裁判所の調停の件数が減り、減った分がADRの方に流れていて、ADRにより解決できているのであれば、特段問題として取り上げる必要はないとも思われるが、そうではないとすると、司法機関なり専門機関なりに持ち込まれるべきものが持ち込まれていないとも言えるので、司法全体の紛争解決としては何らかの検討を要するものと認識している。

○ 銀行の立場からすると、金融ADRは経済環境と非常に密接な関係があり、アベノミクス以降、相場がよかったときには、ADRの件数が減っていたが、相場が下落傾向になったときには、ADRの申立てに至る事案が少しずつ増えているというような実感はある。

○ 調停成立までには、大体どれくらいの期間がかかるのか。

■ 事案にもよるが、回数でいうと二、三回、期間でいうと半年程度で終局しているように思われる。

1回の期日で半日程度かけて、じっくり当事者から話を聞くので、普通の事件であれば、合意が成立するかどうかの見通しはつけられるという認識である。

一番長引く事件の類型としては、交通調停で怪我が完治していないうちに申立てがされる事案である。症状固定や後遺障害の認定結果を待つうちに一年を経過してしまう事案もみられる。

○ 先ほどの説明で、特定調停が平成12年から施行された後、急激な増加の一途をたどり、平成15年をピークとして、急激に減少したとのことであるが、訴訟は、特定調停とは逆に、増えている。これは、経済情勢が理由なのか、それとも、特定調停制度が期待していたよりも解決に結びつかず、訴訟に持ち込む人が増えたのが理由なのか。

■ 訴訟が平成21年をピークとして件数が増えたのは、過払金返還請求訴訟の増加によるものである。テレビコマーシャル等で法律事務所が大々的に人を集めているのを見かけるが、利息制限法違反の貸付けがなくなってきていることもあり、今は、全国的に同訴訟の件数は減少している。

特定調停は、バブル崩壊による債務整理が急激に増えていたところ、それが平成15年、16年頃に一段落したからだと思われる。

○ 破産の新受件数も、平成15年頃をピークに件数が減っているが、特定調停とほぼ同様の理由で減少したと思われる。

- 特定調停が急激に増えたときには、裁判所はどのように対応したのか。
- 当時は家事調停委員よりも民事調停委員の方が数が多かった状況で、調停委員がフル回転して事件の処理に当たっていたのが実情と思われる。
- 多重債務者が特定調停を利用する場合に、申立ての相手方である業者単位で1件ずつ立件するので、申し立てた多重債務者数と件数とは必ずしも一致しない。処理しきれないほど件数が多いように見えるが、事前に裁判所から各業者に対して、利息制限法に引き直した計算書を出すよう依頼して債務総額を確定し、それを基に、返済資金を割り付けた上で、例えば、20分刻みで各業者と交渉するなどの方法で、効率的に運用していたと思われる。
- ◎ 昨年に、千葉簡易裁判所等において調停利用者に対するアンケートを実施しており、今後統計結果及び一般調停の減少の要因等が整理されることになるとと思われる。
- アンケートの中で、弁護士がついていない当事者を対象に、「どこで調停手続のことを知りましたか」という項目を設けているところ、無料法律相談や法テラスなど、裁判所から手続案内のリーフレット等を配布している機関で知ったという当事者が多い印象を受けた。

弁護士がついている事件では、事案の内容から、弁護士の方でこれは訴訟、これは調停と振り分けができていているという印象である。
- 調停成立率は、そんなに変わっていないのか。
- 特定調停が多かった時期は、調停成立と調停に代わる決定により終局する割合が80パーセントぐらいであった。これは特定調停の大部分が調停に代わる決定をして、相手方である業者がその決定内容に従って異議を述べずに終了することが多く、これが成立率の高さの要因となっていたが、特定調停事件数の減少とともに、成立率も下がっている。

ただ、一般調停の成立率は大体40パーセント前後で推移していて、あまり変わっていない印象である。

- ◎ 利用者から見たら、成立率が高い方が望ましいと思うが、上がらない原因として何が考えられるか。
- 一般調停の新受件数が減っているのは、ADRの影響が大きいように思われる。成立率が上がらない原因については、ADRでもまとまらないような難しい案件が裁判所に持ち込まれることが増えてきているのが一因として挙げられるのではないか。
- ◎ 裁判所の調停も、ADRも、相手方が期日等に出頭するかどうかは自由だと思うが、裁判所から連絡した方が出頭しやすいという実情はあるのか。
 - 人にもよるのではないか。呼出状と一緒にこういう話を求めているので裁判所に来てくださいという内容の書面を同封することもあるが、それでも相手方が裁判所に出頭せずに、取下げや不成立により終わることも多い。
 - 取下げや不成立により事件が終局するにしても、当事者の話をよく聞いて、裁判所もある程度の法的見解を示すなどして、十分納得していただいてから終わることも少なくないので、PRをするわけではないが、なるべく調停の場に来ていただきたいと思う。
 - 家事調停は、家事事件手続法の別表第二の事件であれば家事審判という手続に移行して結論がどうなったかはっきりするが、民事調停の場合は、不成立になった後、地方裁判所に事件が係属することもあるので、訴訟を起こさない限り、どうなったのかはよく分からないのではないか。

取下げにより終局することが多いのは家裁も同様だと思われる。取下げの背景として、例えば申立人が諦めたり、相手方が裁判所に来てくれないとかいろいろあると思うが、そのあたりの分析をしないと手続全体の満足度は分からないのではないか。
 - 裁判員裁判では土曜日や休日にやってほしいという意見があったりするのですが、調停も同様に土曜日や日曜日にもやってみてもいいのではないか。
 - ◎ 土曜日や休日は嫌だとか夜間は行きたくないという当事者の意見もあった

りするので、対立構造の手續上なかなか実施が難しいが、両当事者の意見が一致して夜間を希望する場合は、千葉では実施していないが東京などで夜間調停を実施した庁もあるはずである。

- メディアの立場からすれば、民事調停手續で新しく何かできたとか特徴的なものがないという印象があるし、密室で行われる手續で、当事者に取材するのも困難なので、映像化が難しい。

先ほどの施設見学の際に、18分の手続案内ビデオの説明を受けたが、長すぎると思う。興味を持って一般の方に見てもらうには、3分から4分程度にするべきではないか。

- 市町村等で行っている無料相談の紹介で千葉簡裁に調停の申立てに来る人もいると思われる。各役所等にパンフレット等を置いて、何か問題が起きたら、どこに行けばいいか分かりやすくするような取組をもっと行ってもいいのではないか。

先ほどの施設見学において、簡易裁判所の窓口を見たが、とてもオープンな感じだった。個室も用意されているようだが、相談に訪れた方の相談内容に配慮した対応や窓口の配置も考えられるのではないか。

- 千葉簡易裁判所の窓口には手續教示用のブースが3つあり、書類を作成するためのスペースも2か所設けられているが、プライベートな問題を扱うこともあるので、御意見はもっともだと思う。

先ほど話の出た広報の関係の実情に触れると、現在、関係機関216か所に民事調停のリーフレットを配布しているところである。

- どのように裁判所に来てもらうようにするかという点については、裁判所に来た人をどう満足させるかという視点が大事だと思う。手續にかかる時間、コスト感、調停委員はどういった知識や経歴を持っていて十分な事件処理能力を有する資質があるか等が分かるようにするのもよいのではないか。

また、先ほどの調停室の見学の中で、申立人と相手方から交互に話を聞き

ながら手続を進めていくという説明があったが、一方当事者とだけ話すのではなく、双方が同席して納得するようなやり方もいいのではないか。

- 調停委員会がワンクッション入ることで、一方当事者に話が正確に伝わらず、誤解を生じさせてしまうこともあるので、交互に当事者の話を聞くのではなく、同席調停の方が望ましいというのは、総論としては賛成である。

何回か調停を重ねていくうちに信頼関係ができてくると、同席して話し合いませんかというような話になり、調停成立が見込まれることが多いが、そこまで行かずに終わったりしてしまうことも多い。

調停委員の資質については、専門家調停委員に限らず、一般の調停委員の方も非常に立派な経歴を持っている方が大多数なので、資質的な面で不足はしていないと考えている。

- ◎ 民事調停の広報や、利用者の声をどうやって反映させていけばよいかという点について、何か意見はないか。
- 円満に解決した案件であれば、調停を利用してよかったと他の方に紹介できるが、弁護士に相談した上で、交渉もうまくいかず、やむなく調停の申立てをするような案件では、調停の良さが伝わりにくい部分もあると思われる。
調停でうまくいったケースをPRするいい方法があるとよいと思う。
- 調停でうまくいった例や、調停を利用してよかったという当事者の意見を裁判所のウェブサイトに載せて調停制度についてアピールする方法もよいのではないか。
- 具体的な事案をウェブサイトに載せるのは難しく、広報するとしても、こういう手続があります程度にとどまるのではないか。
- 調停はバックグラウンド含めて一挙に解決するという説明があったが、利用する側からしたら逆に手続の予測可能性が狭まってしまい、調停の申立てまで踏み切れない人も多いのではないか。
- 弁護士がついていない利用者はどこが争点なのか書面で表現できないので、

紛争の根を探るために当事者の話をよく聞いて全体的に解決する方法を模索するのが、調停の一番大事なスタンスである。

- 調停は紳士条項等の約束事を定めることができたり、いろいろなことを取り込みやすい手続なので、訴訟よりも柔軟な解決を図ることができるという点をアピールできるとよいのではないか。
- 今年の秋ごろに、調停協会の活動として、行政機関に出向いて調停手続のPR活動をしようとして検討しているところである。
- ◎ 2月に東京簡易裁判所で模擬調停を実施するとのことであるが、全国でも同様の行事があるので調停手続の理解に役立つと思われる。
- 税務署では、申告時期の前に、e-TaxのPRのために税務署職員がパンフレットを配布しての説明や、模擬申告等のイベントを実施していて、その評判がよかったと聞いている。裁判所もそのような取組をすればいいのではないか。

(5) 次回委員会期日

次回の委員会は、平成29年9月13日午後1時15分に開催することを決定した。

(6) 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマの候補として、消費者裁判手続特例法や犯罪被害者保護制度に関連するテーマが望ましい等の意見があった。次回までに、各委員からの意見を再度募った上、決定することとした。

以 上